

# 第55回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

## 開催場所

兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号  
**伊丹シティホテル 3階 光陽の間**  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 書面による議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日)  
午後5時45分到着分まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

## 目次

第55回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
添付書類	
事業報告	10
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

西菱電機株式会社

証券コード 4341

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

### 【株主の皆様へのお願い】

- ・感染拡大防止及び株主の皆様のお安全確保の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・本総会にご出席される株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良と見受けられる株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。

### 【株主総会当日の当社の対応】

- ・会場の受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
  - ・本総会の運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
  - ・感染リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会当日までの新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。
- インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiryodenki.co.jp/>) より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご用意はございません。  
何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

証券コード 4341  
2021年6月7日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号  
(本社事務所)  
大阪市北区堂島二丁目4番27号  
**西菱電機株式会社**  
代表取締役社長 西 井 希 伊

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号  
伊丹シティホテル 3階 光陽の間
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第55期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第55期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 監査役3名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス <http://www.seiryodenki.co.jp/>

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第55期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金23円 配当総額は80,457,864円  
なお、1株につき10円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき33円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 監査役候補者とした理由	所有する当社 株式の数
1	たけうち とおる 竹内 徹 (1964年2月22日生) <b>再任</b>	1984年3月 当社入社 2002年4月 当社テレコム第二部長 2006年4月 当社情報通信端末販売事業部長 2010年4月 当社東京テレコム事業所長 2014年4月 当社モバイルソリューション事業本部長 2015年4月 当社監査室長 2017年6月 当社常勤監査役（現任）	10,400株
【監査役候補者とした理由】 長年にわたる当社グループでの事業経験や内部監査の経験等を通じ、グループの事業に関する広範で深い知識・経験を有していること、現在監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていることから、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。			
2	ひしだ のぶゆき 菱田 信之 (1954年10月8日生) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	1978年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1997年7月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）茨木支店長 2002年6月 株式会社三井住友銀行明石法人営業部長 2005年11月 株式会社みなと銀行審査企画部長 2007年4月 同行執行役員審査企画部長 2009年6月 みなとリース株式会社代表取締役専務 2012年6月 同社代表取締役副社長 2013年6月 みなとアセットリサーチ株式会社代表取締役社長 2016年6月 兵庫県医療信用組合常務理事 2018年6月 同組合専務理事	一株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関出身であり、財務及び会計に関する幅広い知見並びに事業会社の役員として長年にわたり培った幅広い経営経験に基づく識見を、当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 監査役候補者とした理由	所有する当社 株式の数
3	いけだ あつよし 池田 篤義 (1968年6月4日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div>	1992年4月 三菱電機株式会社入社 2016年4月 同社通信機製作所経理部会計課長 2019年4月 同社関係会社部経営企画担当部長(現任) 2019年6月 株式会社北弘電社社外監査役 2020年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>事業会社の経理部門及び上場企業の社外監査役を務めるなど、財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。現在社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏は現在、当社の社外監査役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菱田信之及び池田篤義の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案のご承認をいただき菱田信之氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 池田篤義氏は1992年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、竹内徹及び池田篤義の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
- 竹内徹及び池田篤義の両氏の再任のご承認をいただきそれぞれ就任した場合、両氏との当該契約を継続する予定であり、また、菱田信之氏の選任のご承認をいただき就任した場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社及びすべての子会社におけるすべての取締役及び監査役としており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。各監査役候補者の選任のご承認をいただきそれぞれ就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、21頁及び22頁に記載のとおりであります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、稗田勝氏は社外監査役菱田信之氏の補欠候補者、國枝雅之氏は社外監査役池田篤義氏の補欠候補者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び 補欠の社外監査役候補者とした理由	所有する当社 株式の数
1	ひえだ まさる 稗田 勝 (1950年5月7日生)  社外  独立役員	1973年4月 株式会社神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 1991年10月 株式会社太陽神戸三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 我孫子支店長 1997年6月 株式会社さくら銀行(現 株式会社三井住友銀行) 支店第三部長 1998年11月 同行大手町支店長 2000年9月 同行東京中央法人営業第二部長 2001年6月 神戸電鉄株式会社取締役 2007年4月 同社常務取締役 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 当社社外監査役(現任)	一株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 金融機関出身であり、財務及び会計に関する知見並びに事業会社の常務取締役及び監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。現在、当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいていることから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。 また、同氏は本総会終結の時をもって社外監査役を退任予定であり、その在任期間は4年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び補欠の社外監査役候補者とした理由	所有する当社株式の数
2	くにえだ まさゆき <b>國枝雅之</b> (1966年10月11日生) <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">社外</div>	1990年 4月 三菱電機株式会社入社 2007年 4月 同社半導体・デバイス業務統括部業務部经理課長 2017年 4月 同社コミュニケーション・ネットワーク製作所経理部長 2017年 6月 当社社外監査役 2020年 4月 三菱電機株式会社関係会社部次長（現任） （重要な兼職の状況） 三菱電機株式会社関係会社部次長	一株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>事業会社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。また、2017年6月から2020年6月までの3年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいたことから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗田勝及び國枝雅之の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案のご承認をいただき稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
4. 國枝雅之氏は1990年4月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用者であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。
5. 当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき稗田勝氏もしくは國枝雅之氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社及びすべての子会社におけるすべての取締役及び監査役としており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。各補欠監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 各補欠監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、21頁及び22頁に記載のとおりであります。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況

#### (1) 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

##### 【経営理念】

三菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

##### 【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

- 1) 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- 2) 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の三菱品質をお届けします。
- 3) 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- 4) 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- 5) 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- 6) 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組めます。
- 7) 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- 8) 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

## (2) 事業の状況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動が大きく制限され、消費活動が大幅に減少するなど厳しい状況となりました。国内でのワクチン接種の開始など収束に向けて明るい話題はあるものの、1月に2度目の緊急事態宣言が発出されるなど依然として、予断を許さない状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、デジタル技術の普及が急速に進んでおります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、大手通信事業者の低額料金プランの導入、5Gサービス（第5世代移動通信方式を用いた通信サービス）の開始など市場環境が大きな変革期にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式への変化とともに、お客様動向も変化するなど影響がみられます。情報通信システム事業関連では、依然として頻繁に発生する豪雨災害や地震被害などから、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、DXの推進、デジタル技術の普及が急速に進んでいることから、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン、大容量通信などの新技術があらゆる製品・サービスで活用され、各分野においてICT投資を推進する動きがなお一層加速しております。

このような状況のもと、携帯端末販売における販売台数、官公庁向け大口案件、西菱電機エンジニアリング株式会社における三菱電機株式会社向けの受注などが減少したことにより、当社グループの売上高は減少しました。経常損益は、収益率の改善や自粛に伴う固定費の減少に加え、費用抑制に努めたものの、減収の影響が大きく減益となりました。なお、「市町村防災行政無線システム」、「IoT関連事業」をはじめとした新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高181億55百万円（前期比11.6%減）、営業利益2億91百万円（同20.7%減）、経常利益3億47百万円（同6.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億32百万円（同7.4%減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

## 情報通信端末事業

連結業績は、前期に比べ減収・減益となりました。

携帯端末修理再生は、修理台数が減少しました。携帯端末販売は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自粛の影響により販売台数が大幅に減少したことから、売上高も大幅に減少しました。

利益面では、携帯端末修理再生における生産性の向上や、携帯端末販売においては、スマートフォンを利用した決済サービスなど付加価値商材提案による収益力の向上、自粛に伴う固定費の減少があったものの、減収の影響を吸収しきれず減益となりました。

これらの結果、売上高は73億83百万円（前期比13.7%減）、営業利益は8億78百万円（同2.8%減）となりました。

## 情報通信システム事業

連結業績は、前期に比べ減収・減益となりました。

売上高は官公庁向け大口案件の減少、三菱電機エンジニアリング株式会社における三菱電機株式会社向けの受注減少の影響により減収となりました。

利益面では、原価低減などによる収益率の改善に加え、自粛に伴う固定費の減少があったものの売上高減少の影響が大きく減益となりました。

なお、「市町村防災行政無線システム」などへの積極的な開発投資は引き続き推進しております。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は107億75百万円（前期比10.1%減）、営業利益は10億37百万円（同14.3%減）となりました。

## IoT事業

連結業績は、前期に比べ増収・損益は改善となりました。

当連結会計年度は、これまでに開発した「Seiryō Business Platform (SBP)」関連サービスの販売拡大に特化した活動を推進しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、販売活動は停滞しているものの、Webを活用した積極的な販売促進活動に努めた結果、当社の業務システム基盤を活用した「緊急連絡・報告システム」をJR東日本ビルテック株式会社と共同開発し、このたび納入しました。また、新型コロナウイルスの感染防止ニーズに対応し、室内の二酸化炭素濃度をモニタリングする「換気お知らせパッケージ」や、AIで室内の混み具合を自動判定する「混雑判定システム」など、感染リスク回避に役立つシステムの提供も積極的に展開しました。

これらの結果、IoT事業の売上高は33百万円（前期比528.5%増）、営業損失は89百万円（前期は営業損失1億80百万円）となりました。

## 事業別の概況

区 分	売上高(百万円)	前期比増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	7,383	△13.7	40.6
情報通信システム事業	10,775	△10.1	59.2
IoT事業	33	528.5	0.2
合 計	18,192	△11.5	100.0

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。  
2. 各事業間の内部売上高または振替高36百万円を含めて表示しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億60百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では自治体向け店舗運営システム（発券機システム）開発に係る資産や携帯販売店舗に係る設備更新等、情報通信システム事業ではクラウド型テレメータシステム開発や防災アプリ開発に係る資産等であります。管理部門では業務システムの構築費用等であります。

## ③ 資金調達の状況

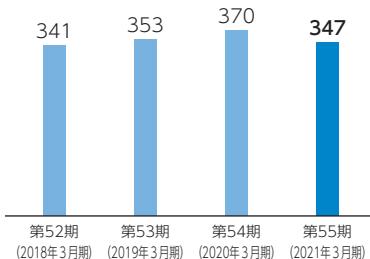
特定当座借越枠（コミットメントライン）を2行にて合計25億円設定しております。

### (3) 財産及び損益の状況

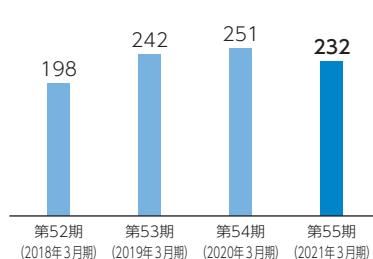
売上高 (単位：百万円)



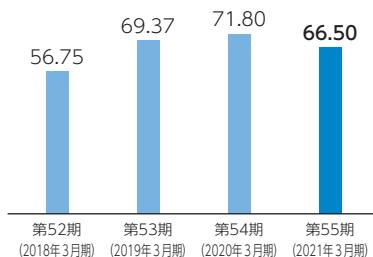
経常利益 (単位：百万円)



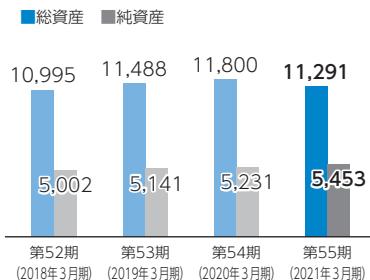
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



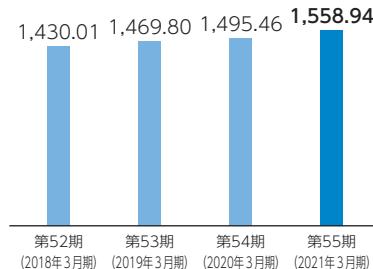
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第52期 (2018年3月期)	第53期 (2019年3月期)	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	20,722	22,251	20,539	18,155
経常利益 (百万円)	341	353	370	347
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	198	242	251	232
1株当たり当期純利益 (円)	56.75	69.37	71.80	66.50
総資産 (百万円)	10,995	11,488	11,800	11,291
純資産 (百万円)	5,002	5,141	5,231	5,453
1株当たり純資産額 (円)	1,430.01	1,469.80	1,495.46	1,558.94

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、昨年始動した構造改革を定着させるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナをも見据えた変化への適応力強化を図り、事業基盤の強化を進めてまいります。

また、当社を取り巻く情報通信業界は、IoT・AI・5Gをはじめとする高速大容量通信などの新たな技術の活用により、ますます進化し成長を続けております。

そのような環境の中、創業以来培った技術力と事業推進力を更に発展させ、グループ内の連携にとどまらず、企業間連携をも推進し、技術革新・環境変化に迅速に対応することで「徹底的顧客ソリューション企業」を目指します。

#### 情報通信端末事業

携帯端末販売では、大手通信事業者の低額料金プランの導入、5Gサービス（第5世代移動通信方式を用いた通信サービス）の本格的開始など引き続き大きな市場変化が見込まれ、その市場の変化に対応したサービスを提供することにより、これまでと同様に顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに取り組んでまいります。

また、店舗運営システム（発券機システム）については市町村など官公庁向けを中心とした、これまでとは異なる業種・業態のお客様への拡販に引き続き取り組みます。

携帯端末修理再生においては、生産性の向上による収益力の向上に引き続き取り組んでまいります。

#### 情報通信システム事業

官公庁向けでは、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などにより、引き続き需要は堅調に推移すると予測しております。このような中、各種防災行政無線システムや河川・道路をはじめとする各種監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などストックビジネスの確保に引き続き取り組みます。

防災行政無線システムにつきましては、全国初となる自営通信回線とIP無線回線（携帯電話網を活用した無線）の両方を活用した「ハイブリッド同報無線システム」を、長野県松本市に納入しました。今後は、スマートフォン対応アプリ「防災コンシェル」なども含め、お客様のニーズにあった防災減災に役立つソリューションを展開し、全国の市町村を中心とした新たな市場の取込を展開してまいります。

民間向けでは、IP無線機・監視カメラを用いて、変化するタクシー・観光・運輸業界及びビル管理等の運営向上に貢献するソリューションシステムの提供に取り組めます。

## IoT事業

新型コロナウイルス感染症の拡大はデジタル化を更に加速させ、IoTやAI等の新技術があらゆる製品・サービスに活用されるなど、世界は総デジタル時代に突入しております。

一方では、新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業の設備投資に二極化を招き、IoT市場の環境にも変化が現れてきました。

このような市場環境の変化を踏まえ、マーケティング活動の変更、お客様システムの更なる運用改善、及び付加価値の向上に取り組んでまいります。

今後も最新技術を活用し、市場の動向を踏まえ、お客様のニーズに合ったシステム開発やマーケティング活動を行い、事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
三菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
三菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取三菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## ③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度の取引は、仕入高全体の9.3%、売上高全体の15.2%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝のうえ決定しております。

## (6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売
IoT事業	IoTを活用した各種製品・サービスの提供

(注) 情報通信端末事業のパーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生業務につきましては、2021年4月1日に事業譲渡により業務を終了しております。

## (7) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

## ① 当社の主要な事業所

名 称	所在地
本 店	兵庫県伊丹市
本 社 事 務 所	大阪市北区
猪 名 寺 事 業 所	兵庫県尼崎市
大 阪 支 社	大阪市北区
東 京 支 社	東京都港区
神 奈 川 営 業 所	横浜市西区
東 日 本 端 末 修 理 セ ン タ ー	東京都江東区

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
648 (246) 名	22名増 (16名減)

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450 (163) 名	34名増 ( - )	41.6歳	14.4年

(注) 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社三井住友銀行	300

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

昨年から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、携帯端末販売店舗の休業、携帯端末修理再生の稼働減、情報通信システム事業の事業活動低下など業績への影響を懸念しております。今後の感染拡大や収束の状況などによって業績は大きく変動する可能性があります。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 3,500,000株  |
| ③ 株主数         | 1,092名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
三 菱 電 機 株 式 会 社	812,000	23.21
合 同 会 社 ニ シ オ カ	800,000	22.87
西 菱 電 機 従 業 員 持 株 会	164,900	4.71
株 式 会 社 コ ン セ プ ト	157,000	4.48
西 岡 伸 明	94,000	2.68
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	83,000	2.37
海 山 智	81,000	2.31
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	59,000	1.68
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	48,000	1.37
吉 田 政 功	45,700	1.30

(注) 持株比率は、自己株式 (1,832株) を控除して計算しております。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 岡 伸 明	
代表取締役社長	西 井 希 伊	
取 締 役	金 井 隆	経営企画・財務担当
取 締 役	前 田 真 昭	人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当
取 締 役	神 田 達 也	事業全般・子会社担当
取 締 役	小 西 新右衛門	小西酒造株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 内 芳 信	
常 勤 監 査 役	竹 内 徹	コムテックサービス株式会社監査役 三菱電機フィールディング株式会社監査役 三菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取三菱電機株式会社監査役
監 査 役	稗 田 勝	
監 査 役	池 田 篤 義	三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役小西新右衛門氏は、2020年8月に、襲名のため小西新太郎から小西新右衛門に改名しております。
3. 監査役稗田勝及び池田篤義の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役小西新右衛門、田内芳信及び監査役稗田勝の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
5. 監査役稗田勝及び池田篤義の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役稗田勝氏は、金融機関出身であり支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務に携わっていたほか、事業会社の常務取締役及び監査役として経営に携わった経験があります。
  - ・監査役池田篤義氏は、事業会社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験を有しており、また、上場企業での社外監査役の経験もあります。現在、三菱電機株式会社関係会社部経営企画担当部長を務めております。

## 6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

## (1) 就任

2020年6月23日開催の第54回定時株主総会において、池田篤義氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

## (2) 退任

2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、濱津俊男氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、國枝雅之氏は辞任により監査役を退任いたしました。

## (3) 取締役の地位・担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
前田真昭	取締役 (人事総務・法務・輸出管理担当)	取締役 (人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当)	2020年6月23日

## 7. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

## (1) 就任

該当事項はありません。

## (2) 退任

該当事項はありません。

## (3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

## 8. 株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、以下のとおりであります。

## (1) 指名方針

## ・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切にリスク管理を行うことができること。

## ・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

## ・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社及びすべての子会社におけるすべての取締役及び監査役としており、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約の填補の対象は法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) **取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

### イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。

なお、社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

### ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

### ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

### 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役の方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2020年7月17日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
		固定報酬	員数(名)
取 締 役	174	174	8
監 査 役	18	18	2
合 計 (うち社外役員)	193 (18)	193 (18)	10 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、2020年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の報酬が含まれております。  
 3. 当事業年度中に在任していた社外役員の数数は5名ですが、無支給の社外監査役が2名いるため、支給員数は3名となります。  
 4. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

(1) 委任を受けた者の氏名、地位

代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊

(2) 委任された権限の内容、理由等

取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

5. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名(代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊)への具体的内容の決定についての委任が決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職の状況等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	兼職先名	兼職の内容	関係
取締役	小西 新右衛門	小西酒造株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の関係はありません。
取締役	田内 芳信	—	—	—
監査役	稗田 勝	—	—	—
監査役	池田 篤義	三菱電機株式会社	関係会社部 経営企画担当部長	当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

## ② 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
小西 新右衛門	[取締役会] 10/10回 (100%)	2015年6月に当社社外取締役役に就任以降、長年にわたる企業経営の経験等により培われた事業運営に関する知見や見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行う等、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
田内 芳信	[取締役会] 10/10回 (100%)	2018年6月に当社社外取締役に就任以降、電気通信事業の営業から技術に至る要職を歴任して培われた幅広い知見や見識から意見を述べるなど、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行う等、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において重要な役割を果たしております。
稗田 勝	[取締役会] 10/10回 (100%) [監査役会] 13/13回 (100%)	2017年6月に当社社外監査役に就任以降、金融機関において培われた財務及び会計に関する知見及び事業会社の常務取締役並びに監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
池田 篤義	[取締役会] 8/8回 (100%) [監査役会] 10/10回 (100%)	2020年6月に当社社外監査役に就任以降、事業会社の経理部門での勤務経験及び上場企業の社外監査役で培われた財務及び会計に関する知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

2. 監査役池田篤義氏は、2020年6月23日開催の第54回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の出席回数を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区	分	報酬等の額(百万円)
当社が支払うべき報酬等の額		28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		30

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は、以下のとおりです。

#### ① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

#### ③ 損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（BCP）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。
- イ. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。
  - ロ. 独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにします。
  - ハ. 取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化します。
- 二. 金融商品取引法第24条の4の4に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。
- ⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）  
当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っています。  
コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施します。
- イ. 「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。
  - ロ. 「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」等の基本的な社内規則にコンプライアンスに関する規定を整備するとともに、個人情報保護、インサイダー取引等防止、安全衛生管理、内部通報制度、安全保障輸出管理、内外の公務員等に対する贈賄防止その他のコンプライアンスの実効性を担保するための個別の社内規則を制定・運用します。
  - ハ. コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。
- 二. 外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。本制度は、当社グループの社員及び役員、退職者に対しても適用されます。
- ホ. 社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。

ハ. 反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書へ反社会的勢力排除に関する条項を規定するなど徹底した運用を行います。

⑥ 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と4つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施します。

- イ. 子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないように留意します。
- ロ. 「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
- ハ. 子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。
- ニ. 企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。
- ホ. 子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。
- ヘ. 子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

- イ. 監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。
- ロ. 監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化します。
- ハ. 監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。
- ニ. 監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要なでないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。
- ヘ. 監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① コンプライアンスに関する体制

経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」にコンプライアンス遵守を明記するとともに、2020年4月1日に「コンプライアンス行動指針」を改定いたしました。また、経営トップがコンプライアンスの重要性を繰り返し発信し、率先してグループ全社への徹底を図っております。

その他、役員及び社員を対象にe-ラーニングや社内イントラネットを活用したコンプライアンス教育を継続して行っております。

さらに、法令や社内規則違反等の早期発見及び未然防止を目的に、内部通報制度を導入し社内外に内部者通報相談窓口を設置しております。通報・相談があった場合は、内部監査部門が調査を行い、当該調査結果を社長及び監査役に報告する運用を行っております。

内部監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）については、重要な事業テーマから監査対象を選定し監査を実施しております。その結果は監査報告書により社長に報告され、指摘事項については社長名で改善指示を行っております。なお、前事業年度の指摘事項についてはフォローアップを行うことで改善が図られております。当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開しております。

### ② リスク管理に関する体制

危機管理に関して当事業年度において、危機管理委員会1回、安全衛生委員会2回、安全衛生実務者会議9回、（その他、各事業所及び子会社において職場安全衛生会議を毎月開催）、情報セキュリティ委員会1回開催しております。

また、「危機管理規則」に基づき、会社経営に影響を及ぼす危機が発生した場合は、直ちに危機対策本部を立ち上げるなど、適切かつ迅速に対応できる体制を整えております。

「事業継続計画（BCP）」については、災害発生時などの緊急事態における社内体制やインフラ整備等の見直しを行い、事業活動の継続、並びに早期の再開を可能とする体制の構築を更に進めてまいります。

③ 取締役の職務執行の効率性に関する体制

執行役員制度を導入しており、執行役員に権限の委譲を行い、意思決定の迅速化及び効率化を図るなど、経営改革の推進に取り組んでおります。

また、月次単位で開催している執行役員会議で、執行役員が当事業年度における当社企業グループの年度計画や業績等の進捗確認、対応策などの経営課題を討議し共有化を図っております。

④ 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

子会社の業績及び経営課題は、当社取締役会及び執行役員会議において報告され共有化されています。当社「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」には子会社代表がすべて出席しております。また、当社監査役がすべての子会社の監査役を兼務することにより効率的な監査を行える体制となるとともに、当社内部監査部門により、すべての子会社を対象に監査を実施し、その監査結果を基に子会社に対するフォローアップを行うことで指導事項の改善が図られております。また、子会社において、コンプライアンス体制の整備に必要な社内規則の制定が進展しております。

⑤ 監査役監査の実効性に関する体制

監査役と社外取締役との意見交換会は3回、監査役（子会社の監査役兼務者1名を含む）と内部監査部門との連絡会は11回開催しました。監査役は、各部門（子会社を含む）に対する往査を行い、業務遂行の状況について報告を受け、必要な説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議、子会社の取締役会をはじめとする重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行に支払った費用は速やかに処理しております。

### (参考) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、企業価値を永続的に高め、すべての利害関係者に貢献するために、経営の効率化を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレートガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の遵守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実しコンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでまいります。

~~~~~  
(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,188</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,670</b>  |
| 現金及び預金          | 929           | 支払手形及び買掛金       | 2,950         |
| 受取手形及び売掛金       | 6,712         | 短期借入金           | 600           |
| 商品及び製品          | 387           | 未払法人税等          | 62            |
| 仕掛品             | 321           | 賞与引当金           | 603           |
| 原材料             | 357           | 短期解約損失引当金       | 0             |
| その他             | 480           | 製品保証引当金         | 49            |
| 貸倒引当金           | △0            | 受注損失引当金         | 10            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,103</b>  | 工事補償引当金         | 39            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>964</b>    | その他             | 1,354         |
| 建物及び構築物         | 544           | <b>固定負債</b>     | <b>167</b>    |
| 機械装置及び運搬具       | 13            | 資産除去債務          | 79            |
| 工具、器具及び備品       | 126           | その他             | 88            |
| 土地              | 278           | <b>負債合計</b>     | <b>5,838</b>  |
| 建設仮勘定           | 0             | (純資産の部)         |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>215</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>5,469</b>  |
| ソフトウェア          | 195           | 資本金             | 523           |
| ソフトウェア仮勘定       | 18            | 資本剰余金           | 498           |
| その他             | 1             | 利益剰余金           | 4,449         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>923</b>    | 自己株式            | △1            |
| 投資有価証券          | 41            | その他の包括利益累計額     | △16           |
| 退職給付に係る資産       | 26            | その他有価証券評価差額金    | 8             |
| 繰延税金資産          | 354           | 退職給付に係る調整累計額    | △24           |
| その他             | 535           | <b>純資産合計</b>    | <b>5,453</b>  |
| 貸倒引当金           | △33           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>11,291</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,291</b> |                 |               |

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 18,155 |
| 売上原価            |     | 13,133 |
| 売上総利益           |     | 5,022  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 4,731  |
| 営業利益            |     | 291    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 3   |        |
| 保険事務手数料         | 1   |        |
| 投資有価証券売却益       | 20  |        |
| 受取和解金           | 17  |        |
| 助成金収入           | 22  |        |
| その他             | 3   | 68     |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 3   |        |
| 支払手数料           | 3   |        |
| 固定資産除却損         | 1   |        |
| 雇用助成金           | 3   |        |
| その他             | 2   | 13     |
| 経常利益            |     | 347    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 347    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 104 |        |
| 法人税等調整額         | 10  | 114    |
| 当期純利益           |     | 232    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 232    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 523     | 498       | 4,332     | △1      | 5,352       |
| 当 期 変 動 額                       |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                     | —       | —         | △115      | —       | △115        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         | —       | —         | 232       | —       | 232         |
| 自 己 株 式 の 取 得                   | —       | —         | —         | —       | —           |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —         | —         | —       | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | —       | —         | 117       | —       | 117         |
| 当 期 末 残 高                       | 523     | 498       | 4,449     | △1      | 5,469       |

|                                 | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                                 | その他有価証<br>券評価差額金 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                       | 4                | △125             | △121              | 5,231     |
| 当 期 変 動 額                       |                  |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     | —                | —                | —                 | △115      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         | —                | —                | —                 | 232       |
| 自 己 株 式 の 取 得                   | —                | —                | —                 | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 3                | 101              | 104               | 104       |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 3                | 101              | 104               | 222       |
| 当 期 末 残 高                       | 8                | △24              | △16               | 5,453     |

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,413</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,077</b>  |
| 現金及び預金          | 675           | 買掛金             | 2,638         |
| 受取手形            | 535           | 短期借入金           | 600           |
| 売掛金             | 5,669         | 未払金             | 1             |
| 商品及び製品          | 239           | 未払費用            | 250           |
| 仕掛材             | 110           | 未払法人税等          | 181           |
| 前払費用            | 258           | 未払消費税           | 20            |
| 前払入金            | 68            | 前払受取引当金         | 165           |
| 関係会社短期貸付金       | 77            | 賞与引当金           | 328           |
| その他の引当金         | 440           | 短期解約損失引当金       | 312           |
|                 | 338           | 製品保償引当金         | 471           |
|                 | △0            | 受工事引当金          | 0             |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,794</b>  | 固定負債            | 48            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>596</b>    | 長期未払金           | 10            |
| 建物              | 418           | 長期資産除の          | 39            |
| 構築物             | 8             | 長期未払金           | 8             |
| 機械及び装置          | 0             | 長期未払金           | 53            |
| 車両運搬具           | 3             | 長期未払金           | 1             |
| 工具、器具及び備品       | 101           | 長期未払金           | 74            |
| 土地              | 64            | 長期未払金           | 26            |
| 建設仮勘定           | 0             | <b>負債合計</b>     | <b>5,233</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>216</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 特許              | 0             | 株主資本            | 4,965         |
| ソフトウェア          | 197           | 資本剰余金           | 523           |
| ソフトウェア仮勘定       | 18            | 資本剰余金           | 498           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>980</b>    | 資本準備金           | 498           |
| 投資有価証券          | 41            | 利益剰余金           | 3,945         |
| 関係会社株           | 195           | 利益剰余金           | 106           |
| 出資              | 1             | その他利益剰余金        | 3,838         |
| 前払年金費用          | 75            | 繰上金             | 3,450         |
| 繰延税金資産          | 263           | 繰上金             | 388           |
| 差入保証金           | 410           | <b>自己株式</b>     | △1            |
| その他の引当金         | 29            | 評価・換算差額等        | 8             |
| 貸倒引当金           | △33           | その他有価証券評価差額金    | 8             |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,207</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>4,973</b>  |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,207</b> |

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金  | 額      |
|--------------|----|--------|
| 売上高          |    | 14,523 |
| 売上原価         |    | 10,432 |
| 売上総利益        |    | 4,091  |
| 販売費及び一般管理費   |    | 3,872  |
| 営業利益         |    | 218    |
| 営業外収益        |    |        |
| 受取利息及び配当金    | 25 |        |
| 保険事務手数料      | 1  |        |
| 受取和解金        | 17 |        |
| 助成金収入        | 14 |        |
| その他          | 2  | 61     |
| 営業外費用        |    |        |
| 支払利息         | 3  |        |
| 支払手数料        | 3  |        |
| 固定資産除却損      | 0  |        |
| 雇用助成納付金      | 3  |        |
| その他          | 2  | 12     |
| 経常利益         |    | 267    |
| 税引前当期純利益     |    | 267    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 69 |        |
| 法人税等調整額      | 0  | 70     |
| 当期純利益        |    | 197    |

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                     | 株 主 資 本 |           |               |           |                 |               |               |         |             |
|-------------------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                     |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                                     |         |           |               | 別 積 立 金   | 途 金             | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 当 期 首 残 高                           | 523     | 498       | 498           | 106       | 3,450           | 306           | 3,862         | △1      | 4,883       |
| 当 期 変 動 額                           |         |           |               |           |                 |               |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                         | —       | —         | —             | —         | —               | △115          | △115          | —       | △115        |
| 当 期 純 利 益                           | —       | —         | —             | —         | —               | 197           | 197           | —       | 197         |
| 自 己 株 式 の 取 得                       | —       | —         | —             | —         | —               | —             | —             | —       | —           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | —       | —         | —             | —         | —               | —             | —             | —       | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | —       | —         | —             | —         | —               | 82            | 82            | —       | 82          |
| 当 期 末 残 高                           | 523     | 498       | 498           | 106       | 3,450           | 388           | 3,945         | △1      | 4,965       |

|                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|                                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                           | 0                       | 0                   | 4,883     |
| 当 期 変 動 額                           |                         |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                         | —                       | —                   | △115      |
| 当 期 純 利 益                           | —                       | —                   | 197       |
| 自 己 株 式 の 取 得                       | —                       | —                   | —         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 8                       | 8                   | 8         |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | 8                       | 8                   | 90        |
| 当 期 末 残 高                           | 8                       | 8                   | 4,973     |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

西菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西菱電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

西菱電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西菱電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

西菱電機株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内 徹 ㊟

監査役(社外監査役) 稗田 勝 ㊟

監査役(社外監査役) 池田 篤 義 ㊟

以上

# 株主総会会場 ご案内図

## 伊丹シティホテル 3階 光陽の間

兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号 電話：072-777-1111

- ご出席の株主様へのお土産は取り止めております。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- 発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良と見受けられる株主様には入場をお断りする場合がございます。
- ご出席の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。



### 交通機関

阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）

「伊丹駅」より  
東へ徒歩 約8分

JR宝塚（福知山）線

「伊丹駅」より  
西へ徒歩 約10分

ご照会先／西菱電機株式会社 総務部

〒530-0003 大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル

電話：06-6345-4160



地球にやさしい  
ベジタブルインキを  
使用しています。